



2026年8月3日

住宅ローンへの「弁護士費用等補償サービス」の自動付帯開始について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）は、2026年8月17日（月）より、当行で住宅ローンをご利用いただくお客さまを対象に、下記のとおり、「弁護士費用等補償サービス」の自動付帯を開始いたします。

住宅購入後の生活においては、思いがけない事故やご近所トラブル、昨今増加しているインターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害、お子さまのいじめなど、予期せぬ法的トラブルに巻き込まれるリスクが存在します。

当行は、こうしたお客さまの不安を解消し、精神的・経済的負担を軽減することで、より安心して新生活を送っていただけるよう本サービスを導入いたしました。

本取り組みを通じて、当行は住宅ローンの商品性をさらに高め、お客さまの豊かなライフプランの実現をサポートしてまいります。

記

1. 弁護士費用等補償サービスの3つの特長

（1）保険料は当行が全額負担（無料）

お客さまの費用負担や、ご加入にあたっての複雑なお手続きは不要です。

（2）弁護士費用等を最高300万円まで補償

被害事故（ケガや物の損壊）や、人格権侵害・いじめ等のトラブルにおいて、弁護士への相談や委任にかかる費用を被保険者1名につき最高300万円まで補償します。

（3）専門家への「無料電話相談ダイヤル」をご用意

トラブル発生時、弁護士に初期対応を電話相談できる専用ダイヤルをご利用いただけます。

2. サービス概要

対象取引	住宅の新築・購入（※ 土地のみ、借換え、増改築は対象外）
被保険者	ご契約者さま、配偶者さま、同居のご親族、別居の未婚のお子さま など
補償期間	住宅ローン実行日の翌月1日から起算して1年間
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

※ 補償の詳しい内容等は、別添のご案内チラシをご確認ください。

以上

東邦銀行

東邦銀行・住宅ローンご利用の皆さまへ

万一のトラブル時の相談・サポートサービス ～新居でのご近所トラブルへの備え～

当行では、住宅ローンご利用の皆さまに安心して新生活をお送りいただくため、住宅ローン実行の翌月1日より1年間、以下の東京海上日動火災保険株式会社の補償（弁護士費用等補償）をご提供します。

※東京海上日動火災保険株式会社・総合生活普通保険約款＋弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）を指します。

国内において、住宅ローンご利用者またはその法定相続人、配偶者、父母もしくはお子様が、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに、保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。

例えば…

- ・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは、下記保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間：

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時

0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時

0120-106-670

ご相談の後の事故報告先はこちら

0120-119-110

お電話の際は「東邦銀行住宅ローン付帯の弁護士費用の件」とお伝えください

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

- ・ご相談のご利用は、住宅ローン実行の翌月1日より1年間の間に相談内容の事象が発生している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご加入者および保険の対象となる方、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動グループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

情報利用に関するご注意事項

このサービスの提供および運営のため、東邦銀行、東京海上日動火災保険株式会社がご加入に関する情報を取り扱います。各社のプライバシーポリシーは以下のURLに掲載しております。

東邦銀行プライバシーポリシー：<https://www.tohobank.co.jp/privacy/>

東京海上日動火災保険プライバシーポリシー：<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/about/policy/kojin.html>

保険金をお支払いに関するご説明事項

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2 ・石綿もしくは石綿を含む製品等有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6
	※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	等 *1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償期間に関しまして

住宅ローン実行の翌月1日より1年間に被害が発生した事故が補償の対象となります。

